

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和7年1月17日 鏡石町農業委員会第18回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和7年1月 8日(水)
- 2 会 期 令和7年1月17日(金) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和7年1月17日(金) 午後 3時55分
閉 会 令和7年1月17日(金) 午後 4時41分
- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム 会議室
- 5 招集委員
農業委員
1番 大塚 光 法君 2番 根本 竜太郎君
3番 鵜沼 雅子君 4番 藤島 真理子君
5番 白澤 正君 6番 稲田 貴夫君
7番 面川 祐吉君 8番 円谷 一男君
9番 菊地 榮助君
農地利用最適化推進委員
1番 吉田 功一君 7番 佐藤 丹治君
12番 斎藤 博仲君
- 6 出席委員
農業委員
1番 大塚 光 法君 2番 根本 竜太郎君
3番 鵜沼 雅子君 4番 藤島 真理子君
5番 白澤 正君 6番 稲田 貴夫君
7番 面川 祐吉君 8番 円谷 一男君
9番 菊地 榮助君
農地利用最適化推進委員
1番 吉田 功一君 7番 佐藤 丹治君
- 7 欠席委員
12番 斎藤 博仲君
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 吉田 光 則 主事 小 田 川 翼

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
報告第 1 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開会 午後3時55分

事務局 定刻より少し早いですが、ただいまから第18回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。
会議に先立ちまして会長よりごあいさつのほう、よろしくお願いします。

会長 明けましておめでとうございます。今年1年もよろしくお願ひいたします。令和7年初の委員会として、皆さんには寒い中ご出席頂きましてありがとうございます。去年はマイコスマイの研修で、今年稲田委員が試験的栽培をやるとのことで、我々も期待するところであります。また、来年は3年に1回の2泊の研修を計画しておりますので楽しみにしていただければと思います。
本日は新年会もありまして町長なども出席いただきますので、町に色々な要望などあれば皆さんの方から直接お話いただければと考えております。
また、タブレットを利用して今まで分からなかったような耕作放棄地も出てきて、タブレットの利用価値も上がったように思います。これからも皆さんにタブレットを利用しながら鏡石の農地の利用を進めていきたいと思ひます。
今日は議案が3件と、報告1件と言うことで皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。
以降の議事の進行につきましては会長にお願ひいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、「12番 斎藤 博仲 推進委員」です。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。
「3番 鶴沼 雅子 委員」「4番 藤島 真理子 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>説明に入る前に1点修正がございます。番号1番 譲渡人の住所が誤っておりましたので、お手元の差し替え資料をご確認ください。</p> <p>では、説明に入らせていただきます。全部で2件になります。</p> <p>番号1 久来石南地区において畑3筆になります。10a当たりの単価は30万円となっております。申請事由については、譲受人の方が現在兼業ではありますが、新規就農をされるための規模拡大、譲渡人は規模縮小をしたいためとなっております。</p> <p>続いて番号2 岡の台地区において田1筆になります。こちらは1筆総額で70万円の売買となっております。申請事由につきましては規模拡大と規模縮小になっております。</p> <p>設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第1号について説明が終わりました。</p> <p>ここで地元委員より意見を求めます。</p> <p>1番 吉田推進委員</p>
吉田推進委員	<p>議案第1号 番号1についての現地確認は、1月8日(水)、私のほか菊地会長と実施しました。</p> <p>現地では、申請人の代理人の行政書士と面会し、譲受人が新規就農するため農地を譲り受け、自家消費野菜から始めるための所有権移転に間違いのないことを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、1番 大塚委員</p>
大塚委員	<p>議案第1号 番号2についての現地確認は、1月8日(水)、私のほか斎藤推進委員と実施しました。</p> <p>現地では、申請人の代理人の行政書士と面会し、譲渡人から当該農地を譲り受け、規模拡大するための所有権移転に間違いのないことを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑に入らせていただきます。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p> <p>(2番 手を挙げる)</p>
議長	<p>2番 根本委員</p>
根本委員	<p>番号2の案件についてですが、売買の金額が大きいようですがその理由を教えてください。</p> <p>(事務局 手を挙げる)</p>

議 長	事務局 小田川主事
事 務 局	理由につきましては、行政書士の方にお聞きしたのですが、譲渡人と譲受人の話し合いの上でこの金額に決まったとの事で、詳細な理由については分からないのですが、お互い合意のもとこの金額になったとのことです。
根本委員	分かりました。
議 長	暫時、休議します。 (休議 16:05) (開議 16:08)
議 長	休議前に引き続き、会議を開きます。 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、をご説明いたします。 今回申請があったのは1件になります。 緑町地区において合計4筆の地目、田となっております。権利の種類は所有権移転、申請事由は農家住宅等敷地及び直売所等敷地駐車場となっております。 施設の概要の目的ですが、農家住宅1棟、倉庫1棟、駐車場4台、直売場1棟、駐車場5台を予定しております。 設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。 県に送付する意見書はご覧の通りです。 説明は以上です。
議 長	暫時、休議します。 (休議 16:15) (開議 16:15)
議 長	休議前に引き続き、会議を開きます。 議案第2号について、説明が終わりました。 ここで、地元委員の意見を求めます。

議 長	7 番 佐藤推進委員
佐 藤 推進委員	議案第 2 号についての現地確認は、1 月 8 日（水）、私のほか稲田委員と実施しました。
議 長	譲受人の長男と面会し、遊水地事業の代替地として宅地造成するための農地転用であることを確認しました。
	現地は、周辺農地で営農はしているものの、日当たりや利用排水路に影響はなく転用することに問題はないことを確認しました。
	以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、質疑に入らせていただきます。
	発言のある方は挙手願います。
	（質疑・意見なし）
議 長	質疑・意見がないようですので、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可適当と決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員でございますので、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可適当と決定しました。
	暫時、休議いたします。
	（休議 16：17）
	（開議 16：19）
議 長	休議前に引き続き、会議を開きます。
	次に議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定についてご説明いたします。
	今回全部で 10 件になります。
	番号 1 利用権の種類につきましては、賃貸借権です。南町地区 5 筆田、笠石原町地区 4 筆田、の合計 9 筆となっております。10 a あたり米 0.5 俵、設定期間は 10 年です。
	番号 2 利用権の種類は賃貸借権です。南町地区において田の合計 3 筆です。10 a あたり米 0.5 俵の設定期間は 5 年です。
	番号 3 利用権の種類につきましては賃貸借権です。南町地区において 1 筆、地目田となっております。10 a あたり現金で総額 5,000 円の賃貸借権になっています。設定期間は 1 年間です。
	番号 4 権利の種類は、賃貸借権です。川崎町地区において合計 3 筆の地目田です。10 a あたり米 0.5 俵の、設定期間は 10 年です。

事務局

番号5 賃貸借権において、蒲之沢町地区3筆の地目は田となっております。10aあたり米0.5俵の設定期間は10年です。

番号6 利用権の種類は賃貸借権です。全て田んぼで、堂前地区1筆、小栗山地区2筆、桜岡地区8筆の合計11筆です。10aあたり米0.5俵の設定期間は5年間となっております。

番号7 権利の種類は賃貸借権です。久来石南地区において全て田んぼの合計13筆です。10aあたり米1俵の設定期間5年となっております。

番号8 利用権の種類は使用賃借権です。借宿地区において田4筆、堂前地区において田2筆、桜岡地区において田16筆の畑2筆となっております、合計24筆です。10aあたり無償の設定期間は10年です。

番号9 利用権の種類は使用賃借権です。河原地区において田1筆です。10aあたり無償の設定期間、令和7年1月18日から令和9年3月31日までとなっております。

番号10 権利の種類は所有権となります。大宮地区において原野1筆、田8筆、畑1筆、雑種地2筆の合計12筆です。こちら前回もありました通り、公益財団法人を通しておりますので、法面等の原野、雑種地につきましては今回の利用権に含まれるという事で、10aあたり諸経費等も含めまして総額944,837円での所有権移転になります。

地番、面積、位置図、概要については記載のとおりです。

事務局からは説明は以上となります。

議長

議案第3号について、説明が終わりました。

ここで、議事参与の制限について申し上げます。

議長

議案第3号 番号7について、私の親類の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31号及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく、議事参与の制限に該当します。

事務局

従って、本件の審議及び裁決については、「8番 円谷 一男会長職務代理人」が議長となり、議事を進行することとし、私は退席いたします。

暫時、休議いたします。

(休議 16:36)

会長 退席

(開議 16:36)

円谷職務代理人

休議前に引き続き、会議を開きます。

それでは、質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

円谷職務代理人

質疑・意見がないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

円谷職務 代 理 者	挙手全員でございますので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。 暫時、休議いたします。 (休議 16:37) 会長入室 (開議 16:38)
議 長	休議前に引き続き、会議を開きます。 次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明いたします。 今回全部で2件になります。 番号1 東町地区において、田1筆、所有権移転での宅地造成になります。施設の概要については自己住宅です。 番号2 中町地区において、田1筆、所有権移転での倉庫の造成を予定しております。 地番、面積、位置図については記載のとおりです。 説明は以上です。
議 長	報告第1号について、説明が終わりました。 報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定しました。 その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議 長	ないようですので、以上をもちまして、 鏡石町農業委員会第18回定例総会を閉会といたします。 閉会 午後 4 時 41 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 3番 印

署名委員 4番 印